行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	地域福祉課	整理番号	13
処分の種類	保護の停止、廃止				
根拠法令条例 等·条項	生活保護法第26条				
処分の概要	被保護者が保護を必要としなくなったとき、保護を停止又は廃止する決定				
処分基準(未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽されているため) [参考] 1「生活保護法による保護の基準」 (昭和38年4月1日厚生省告示第158号) 2「生活保護法による保護の実施要領について」 (昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知) 第1~第9 3「生活保護法による保護の実施要領について」 (昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知) 第1~第13 4「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」 (昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知) 第1~第13 5「生活保護問答集について」 (平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) 第1~第13				
基準の制定根拠	_				